

以上の理由により、本議案に反対する。

議案第68号 賛成討論

今回の条例改正に伴い、監督機関を一元化することが挙げられ、国の「個人情報保護委員会」が、国・自治体・民間事業者を一括して監視・監督し、一体的に運用されることとなる。

これにより、個人情報適切な効果的な活用が図られることで、来るべきデジタル社会への対応や、国際的な制度調和に向けた環境整備といった効果が期待される。

今回の法改正によって、原則的に自治体独自の解釈が求められなくなることに伴い、市の審査会においては、諮問できる事項が制限されるなど、役割が縮小するが、市の窓口における運用方法など、個人情報情報の適正な取り扱いを確保するために、専門的な知見に基づく意見を聴くことはできるようにになっている。

これらを踏まえ、この制度を引き続き適正かつ円滑に運営していくためにも、本議案に賛成する。

議案第68号 反対討論

本議案は、令和5年4月1

日以降、市の個人情報の取り扱いについて、個人情報の保護に関する法律の適用を受けるとなるため、所要の改正をするものと説明がされている。

議案第66号と同様に、日高市個人情報保護条例の廃止が前提となっており、結果として地方自治の後退につながるものと考えるところから、本議案に反対する。

(議案第69号)

日高市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

現行60歳の定年年齢を、65歳まで段階的に引上げるとともに、一定の年齢に達した管理監督職員を、非管理監督職員に一律降任させる、いわゆる「役職定年制」を導入したいというものです。

(全員賛成で原案可決)

(議案第70号)

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の期末手当の支給割合を変更したいというものです。

(賛成多数で原案可決)

討論

議案第70号 反対討論

本議案は、令和4年人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告により、市職員の期末手当と勤勉手当の総支給割合を年44月とすることと同様に議員の期末手当を引き上げるというものだが、職員については勤勉手当の引き上げであり、期末手当は変わらない。

一方、非常勤の特別職である議員には勤勉手当はないため、職員と同様に引き上げるとい理由は通らない。しかも20%の役職加算が付いている。これについても市民への説明ができない。

また、議員の報酬を改定する際には、特別職報酬等審議会に諮るが、期末手当については諮られていない。期末手当であっても改定の際には第三者的な立場の方々の意見を聞くべきだと考える。昨今の物価高騰で市民の生活が苦しくなる中、議員の期末手当を上げることにより市民の理解が得られるのか大変疑問である。以上の理由から本議案に反対する。

議案第70号 賛成討論

議員の期末手当は、その意味合いや、判断の根拠が、法律にも条例にも定められていない。全国ほぼすべての市町村が同様の状況であり、地方議員の報酬については様々な問題が指摘されている。自治体間の格差が大きく、報酬が生活費に満たない市町村では若手議員のなり手不足の一因となっている。市民の生活状況の悪化が見られる中で、今上げるべきかという指摘も当然だが、そもその根拠がない状況では、感覚的な議論しかできない。

しかし目下この議案をどう判断すべきかと考えると、類似団体との均衡の観点に依らざるを得ない。飯能市、鶴ヶ島市、坂戸市、その他県内の同規模の自治体との比較においては、今回の引き上げ幅は妥当といえる。

今後もし引き続き市民の生活状況を注視しつつ、やはり議員報酬に関する総合的な指針を検討することの必要性を申し添えて、この度、本議案に賛成する。

(議案第71号)

市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市長及び副市長の給料及び期末手当の支給割合をそれぞれ変更するとともに、通勤手当を支給しようというものです。

(賛成多数で原案可決)

討論

議案第71号 反対討論

本議案の中の市長・副市長の給料をそれぞれ月額1万3千円引き上げることについては、特別職報酬等審議会の答申に基づいたものであり、加えて平成8年から26年間も改定していないこと、コロナ禍以降、厳しい判断を迫られることの多い重責を思えば妥当と考える。

副市長の通勤手当の支給についても必要であると考え、職員同様に年44月とするとしているが、職員については勤勉手当の引き上げであり、勤勉手当のない特別職に職員の期末・勤勉手当総支給額割合と同様の支給をするのは妥当ではないと考える。

また、給料や報酬と同様、特別職の期末手当についても特別職報酬等審議会に諮るべきであり、物価高騰により市